

三重県版タイムライン(抜粋)

■各TLステージにおける行動項目は、確認すべき項目という視点で記載している。必ず実施することを示すものではない。また、行動項目の実施については、順番にとらわれない臨機応変な対応が求められる場合があるので、留意が必要となる。

■台風の進路、速度によっては、TLステージ2から発動する可能性がある。

■「ゼロ・アワー」の定義
「台風上陸や台風接近に影響した大雨等が想定される時点」

■対象災害:本県に影響を及ぼす可能性がある台風
■想定時間軸:概ね台風到達5日前~1日後
(原則、県災害対策本部廃止まで)

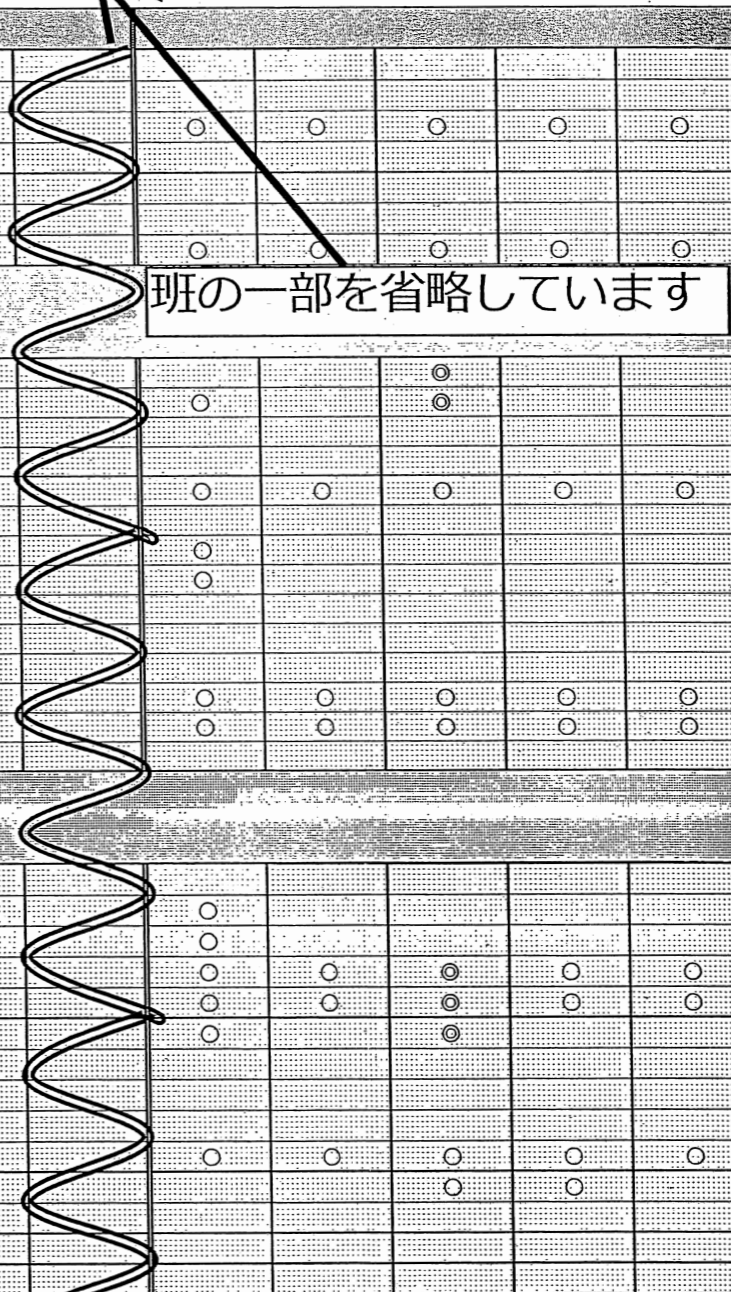
■凡例 ◎ ⇒ 主たるセクション、または情報を発信する立場
○ ⇒ 関係セクション、または情報を共有する立場

■「誰が(運用主体)」における他部隊に「◎」を記載している行動項目については、主たるセクションがどの部隊を指すか以下の略称で示す。

社会基盤対策部隊 → 《社》 保健医療部隊 → 《保》
救援物資部隊 → 《救》 被災者支援部隊 → 《被》
生活・経済再建支援部隊 → 《生》

(1)総括部隊用

Table with columns: いつ(何時) (Time, State), 何を(行動) (Action, Minutes), 誰が(運用主体) (Subject, Concerned organization). Rows include common items (共通項目) and TL stages 1 and 2 with specific actions and time allocations.



三重県版タイムライン (抜粋)

2020年3月修正

三重県

■各TLステージにおける行動項目は、確認すべき項目という視点で記載している。必ず実施することを示すものではない。
また、行動項目の実施については、順番にとられない臨機応変な対応が求められる場合があるので、留意が必要となる。

■台風の進路、速度によっては、TLステージ2から発動する可能性がある。

■「ゼロ・アワー」の定義
「台風上陸や台風接近に影響した大雨等が想定される時点」

■対象災害: 本県に影響を及ぼす可能性がある台風
■想定時間軸: 概ね台風到達5日前~1日後
(原則、県災害対策本部廃止まで)

■凡例 ◎ ⇒ 主たるセクション、または情報を発信する立場
○ ⇒ 関係セクション、または情報を共有する立場

■「誰が(運用主体)」における他部隊に「◎」を記載している行動項目については、主たるセクションがどの部隊を指すか以下の略称で示す。

社会基盤対策部隊 → 《社》 保健医療部隊 → 《保》
救援物資部隊 → 《救》 被災者支援部隊 → 《被》
生活・経済再建支援部隊 → 《生》

(1) 総括部隊用

いつ(何時)		何を(行動)			誰が(運用主体)									
Time	State	Action	項目No.	行動項目	Minutes	Subject	Concerned organization							
						県災害対策本部(総括部隊)	総括班	市町	消防本部	津地方気象台	国土交通省※	警察本部	陸上自衛隊	海上保安庁
1日前 当日	○台風が本県接近 ○大雨・洪水警報等 ○【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始 ○指定河川洪水予報(氾濫注意情報)	TLステージ3(早期警戒) ※台風の24時間進路予想で、三重県エリアが予報円に入る場合、または県内で重大な災害の発生するおそれがあることなどで移行(参考とするトリガー情報) □大雨・洪水・暴風・高潮警報 □土砂災害警戒情報 など	36	県災害対策本部の設置	120	◎								
			37	警戒体制に伴う職員配備	30	◎								
			38	オペレーションルームの設営	120	○								
			39	各部隊配備要員の確認	120	◎								
			40	緊急派遣チームの派遣による情報収集	120	◎								
			41	地方部派遣チームの派遣による情報収集	120	○								
			42	県災害対策本部の設置(設置に伴う連絡、知事・副知事報告)	30	◎								
			43	市町の被害情報の収集	120	○								
			44	市町の被害情報の収集・確認(マッピングされた現場情報を含む)	120	○								
			45	防災情報システムを利用した情報の入力	120	○								
			46	ライフライン・公共交通機関に関する情報の収集	120	○								
			47	避難勧告等発令状況・避難所開設情報等の収集	120	○								
			48	災害情報の分析(ゼロ・アワーの設定)	30	◎								
			49	関係機関との情報共有	30	◎								
			50	リエソンの受入およびリエソンを通じた関係機関との情報共有	30	◎								
			51	台風・気象情報(雨量・潮位・風速)の情報収集(気象台とのホットライン)	15	○								
			52	県内各港の体制状況の情報共有	15	○								
			53	気象台からのリエソン(JETT)受入(警報発表時)および今後の対応検討	30	◎								
			54	市町への情報提供	30	○								
			55	消防庁への被害状況の報告	30	○								
			56	河川水位情報、「大雨・洪水警報の危険度分布」の情報収集および整理	15	○								
			57	河川情報ホットライン実施の情報確認	15	○								
			58	ダムの上流洪水時防災操作の実施時における避難判断情報の確認	15	○								
			59	電力会社と停電対応や復旧方針の調整	30	◎								
			60	災害情報共有システム(Lアラート)等を活用した情報提供	30	○								
			61	SNSを活用した県民への防災気象情報の提供	30	◎								
当日	○台風が本県通過 ○土砂災害警戒情報 ○【警戒レベル4】避難勧告・避難指示(緊急) ○指定河川洪水予報(氾濫警戒情報・氾濫危険情報) ○記録的短時間大雨情報	TLステージ4(行動) ※台風が三重県へ接近もしくは通過し、重大な災害の発生するおそれがさらに高まることなどで移行(参考とするトリガー情報) □土砂災害警戒情報 □【警戒レベル4】避難勧告・避難指示(緊急) □特別警報(大雨・暴風・高潮) □記録的短時間大雨情報 など	59	災害対策活動体制の増強	120	◎								
			60	配備人員の増強(2班体制への検討・移行)	120	○								
			61	各部隊配備要員の増強確認	60	○								
			62	緊急派遣チームの増員可否の確認	60	○								
			63	地方部派遣チームの増員可否の確認	30	◎								
			64	本部長指示事項案の作成	30	◎								
			65	本部員会議の開催検討	30	◎								
			66	災害対策統括会議の開催	30	◎								
			67	本部員会議の開催	30	◎								
			68	市町の被害情報の収集	120	○								
			69	市町の被害情報の収集・確認(マッピングされた現場情報を含む)	120	○								
			70	防災情報システムを利用した情報の入力	120	○								
				ライフライン・公共交通機関に関する情報の収集	120	○								
				避難勧告等発令状況・避難所開設情報等の収集	120	○								

班の一部を省略しています

(※三重河川国道事務所、木曾川下流河川事務所、紀南河川国道事務所、北勢国道事務所、紀勢国道事務所、四日市港湾事務所、連ダム管理所)

三重県版タイムライン (抜粋)

2020年3月修正

三重県

■各TLステージにおける行動項目は、確認すべき項目という視点で記載している。必ず実施することを示すものではない。また、行動項目の実施については、順番にとらわれない臨機応変な対応が求められる場合があるので、留意が必要となる。

■台風の進路、速度によっては、TLステージ2から発動する可能性がある。

■「ゼロ・アワー」の定義
「台風上陸や台風接近に影響した大雨等が想定される時点」

■対象災害: 本県に影響を及ぼす可能性がある台風
■想定時間軸: 概ね台風到達5日前～1日後
(原則、県災害対策本部廃止まで)

■凡例 ◎ → 主たるセクション、または情報を発信する立場
○ → 関係セクション、または情報を共有する立場

■「誰が(運用主体)」における他部隊に「◎」を記載している行動項目については、主たるセクションがどの部隊を指すか以下の略称で示す。
社会基盤対策部隊 → 《社》 保健医療部隊 → 《保》
救援物資部隊 → 《救》 被災者支援部隊 → 《被》
生活・経済再建支援部隊 → 《生》

(1) 総括部隊用

いつ(何時)		何を(行動)			誰が(運用主体)								
Time	State	Action	Minutes	Subject	Concerned organization								
目安となる時系列	想定される状況等(自然現象や気象情報等)	項目No.	行動内容	行動項目	所要時間【最大】【分】	総括班	市町	消防本部	津地方気象台	国土交通省※	警察本部	陸上自衛隊	海上保安庁
		71	災害情報の分析	災害情報の分析	30	◎							
		72	関係機関との情報共有	リエソンの受入及びリエソンを通じた関係機関との情報共有	30	◎				○	○	○	○
		73		気象台からのリエソン(JETT)受入(特別警報発表時)および非常体制移行への検討	30	◎			○				
		74		気象台からの該当市町への能動的ホットライン	60	◎			○				
		75		県内各港の体制状況の情報共有	15	○							◎
		76		市町への情報提供	30	○	○	○					
		77		消防庁への被害状況の報告	30	○							
		78		河川水位情報、「大雨・洪水警報の危険度分布」の情報収集および整理	—	○			○	○			
		79		河川情報ホットライン実施の情報確認	15	○				○			
		80		ダム の異常洪水時防災操作の実施時における避難判断情報の確認	15	○							
		81		電力会社と停電対応や復旧方針の調整	30	◎							
		82	県民への情報提供	災害情報共有システム(Lアラート)等を活用した情報提供	30	○	○						
		83		SNSを活用した県民への防災気象情報の提供	30	◎							
		84	被災が予想される市町の情報収集・避難対策	緊急派遣チームによる地方部または市町への支援	120	○	○	○					
		85		地方部派遣チームによる市町への支援	60	○	○	○					
		86		該当市町への避難に関する助言	30	◎	○		○				
		87	通信機能の確保	通信状況の確認および通信回線の確保	30	○	○						
		88		停電等に備えた通信設備の機能維持	—	○							
		89		通信施設等の障害情報の報告	30	○	○						
		90	移動手段の確保	集中管理自動車の配車計画	60	○							
当日	○特別警報 ○氾濫発生 ○土砂災害発生 ○【警戒レベル5】災害発生情報		TLステージ5(緊急対応) ※台風が三重県へ接近もしくは通過し、重大な災害の発生するおそれが著しく大きくなる、または土砂災害や河川の氾濫が県域全体で発生していることなどで移行(参考とするトリガー情報) □特別警報(大雨・暴風・高潮) □【警戒レベル5】災害発生情報 など										
		91	非常体制	非常体制への移行にかかる検討・決定(県庁講堂への移設)	90	◎							
		92		現地災害対策本部の設置検討	30	◎		○	○				
		93		各部隊配備要員の増強確認	120	○							
		94		本部長指示事項案の作成	30	◎							
		95		本部員会議の開催検討	30	◎							
		96		災害対策統括会議の開催	30	◎							
		97		本部員会議の開催	30	◎							
		98		災害対策統括部調整会議の開催	30	◎		○	○	○	○	○	○
		99	市町の被害情報の収集	市町の被害情報の収集・確認(マッピングされた現場情報を含む)	120	◎	○	○					
		100		防災情報システムを利用した情報の入力	120	○	○						
		101		ライフライン・公共交通機関に関する情報の収集	120	○							
		102		避難勧告等発令状況・避難所開設情報等の収集	120	○	○						
		103		災害情報の分析	30	◎							
		104	関係機関との情報共有	リエソンの受入およびリエソンを通じた関係機関との情報共有	30	◎				○	○	○	○
		105		気象台からのリエソン(JETT)受入(特別警報発表時)および今後の対応検討	30	◎			○				
		106		県内各港の体制状況の情報共有	15	○							◎
		107		市町への情報提供	30	○	○	○					
		108		消防庁への被害状況の報告	30	○							

班の一部を省略しています

(※三重河川国道事務所、木曾川下流河川事務所、紀南河川国道事務所、北勢国道事務所、紀勢国道事務所、四日市港湾事務所、蓮ダム管理所)

三重県版タイムライン (抜粋)

2020年3月修正

三重県

■各TLステージにおける行動項目は、確認すべき項目という視点で記載している。必ず実施することを示すものではない。
また、行動項目の実施については、順番にとらわれない臨機応変な対応が求められる場合があるので、留意が必要となる。

■台風の進路、速度によっては、TLステージ2から発動する可能性がある。

■「ゼロ・アワー」の定義
「台風上陸や台風接近に影響した大雨等が想定される時点」

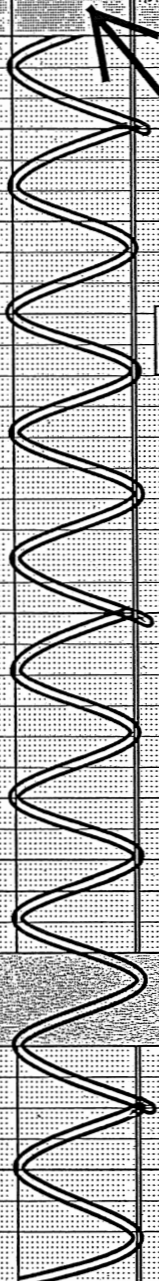
■対象災害:本県に影響を及ぼす可能性がある台風
■想定時間軸:概ね台風到達5日前~1日後
(原則、県災害対策本部廃止まで)

■凡例 ◎ ⇒ 主たるセクション、または情報を発信する立場
○ ⇒ 関係セクション、または情報を共有する立場

■「誰が(運用主体)」における他部隊に「◎」を記載している行動項目については、主たるセクションがどの部隊を指すか以下の略称で示す。
社会基盤対策部隊 → 《社》 保健医療部隊 → 《保》
救援物資部隊 → 《救》 被災者支援部隊 → 《被》
生活・経済再建支援部隊 → 《生》

(1)総括部隊用

いつ(何時)		何を(行動)			誰が(運用主体)									
Time	State	Action	Minutes	Subject	Concerned organization									
目安となる時系列	想定される状況等(自然現象や気象情報等)	項目No.	行動内容	行動項目	行動項目を完了させるための目標所要時間【最大】【分】	関係機関								
						総括班	市町	消防本部	津地方気象台	国土交通省※	警察本部	陸上自衛隊	海上保安庁	
		109		河川水位情報、「大雨・洪水警報の危険度分布」の情報収集および整理	—	◎		◎	◎					
		110		ダムの上昇洪水時防災操作の実施時における避難判断情報の確認	15	◎			◎					
		111		電力会社と停電対応や復旧方針の調整	30	◎								
		112	県民への情報提供	災害情報共有システム(Lアラート)等を活用した情報提供	30	◎								
		113		SNSを活用した県民への防災気象情報の提供	30	◎								
		114		知事からの県民への呼びかけ	60	◎								
		115		通信途絶の対応	災害現場での通信機材の配置	60	◎							
		116		アマチュア無線等を活用した非常通信ルートの確保	240	◎								
		117		通信設備の応急復旧	—	◎								
		118	被災市町への災害応援要請	自衛隊への派遣要請	60	◎						○		
		119		自衛隊の受入体制の整備	60	◎						○		
		120		海上保安庁への応急措置の実施要請	60	◎		○					○	
		121		海上保安庁の受入体制の整備	60	◎		○					○	
		122		国・全国知事会等相互応援協定に基づく応援要請(人的・物的)	30	◎	○							
		123		国・全国知事会等からの行政職員の受入体制の構築	60	◎	○							
		124		民間協定に基づく応援要請(人的・物的)	30	◎	○							
		125		緊急消防援助隊派遣の調整(県消防活動調整本部設置) (※「誰が(運用主体)」における「救助班」を「県消防活動調整本部」と読み替える。)	60	◎		○						
		126		ヘリコプターの応援要請	60	◎	○				○		○	
		127	救助・救急活動	ヘリコプターの活動調整・拠点確保	360	◎	○				○	○	○	
		128		警察、自衛隊、海上保安庁、緊急消防援助隊の活動調整、拠点確保	360	◎	○	○			○	○	○	
		129		救助・救急活動の実施	—	◎	○	○			○	○	○	
		130		ヘリコプターによる被害情報の収集	(天候状況による)	◎	○				○	○	○	
		131		ヘリコプターによる患者搬送のための拠点調整	90	◎	○				○	○		
		132		SCU(広域搬送拠点臨時医療施設)の設置の検討	—	◎		○			○	○		
		133	災害救助法・被災者生活再建支援法	災害救助法の適用判断	3日	◎		○						
		134		被災者生活再建支援法の適用判断	—	◎		○						
		135	緊急避難対策	知事による市町の避難勧告、避難指示(緊急)の事務の代行	30	◎		○		○				
		136	輸送手段・移動手段の確保	陸上・海上輸送手段の協力要請	30	◎				○		○	○	
		137		レンタカー協会への応援要請(災害対策活動における移動手段の確保として)	60	◎								
当日 ~ 1日後	◎警報解除 ◎避難勧告等解除	TLステージ0(解除) ※台風が三重県から遠ざかる、または衰退し、重大な災害の発生するおそれなくなることなどで決定 (参考とするトリガー情報) □警報解除 など												
		138	県災害対策本部の廃止	地方部派遣チームの撤収	60	◎		○						
		139		緊急派遣チームの撤収	60	◎		○						
		140		県災害対策本部の廃止の判断	30	◎		○		○	○	○	○	
		141		県災害対策本部の廃止(廃止に伴う連絡、知事・副知事報告)	15	◎		○		○	○	○	○	
		142	撤収要請	自衛隊への撤収要請	60	◎		○					○	○
		143		海上保安庁への撤収要請	60	◎		○					○	○
144		緊急消防援助隊の引揚げ決定通知 (※「誰が(運用主体)」における「救助班」を「県消防活動調整本部」と読み替える。)	60	◎		○								



班の一部を省略しています